

総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和6年8月8日

大磯町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

資料

改正概要

改正内容

追加する附属機関

委員会の設置目的

委員構成及び委員数

委員の任期

今後のスケジュール

関連する条例の一部改正

施行日

1

1

1

2

2

2

2

総務課

大磯町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

1 改正概要

役場新庁舎整備における設計施工一括発注方式に係る事業者の選定に当たり、事業者の選定基準について審議し、また、事業者を公平かつ適正に選定するための委員会を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関として位置付けるため、規定の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 追加する附属機関

大磯町新庁舎整備事業設計施工一括発注方式事業者選定委員会

(2) 委員会の設置目的

役場新庁舎整備については、令和 4 年 3 月策定の大磯町新庁舎整備基本構想及び令和 5 年 3 月策定の大磯町新庁舎整備基本計画を一部見直す中、民間活力の導入により財政負担の軽減や工期の縮減を図るため、設計施工一括発注方式（DB 方式）により整備を行うこととしています。

この設計施工一括発注方式に係る事業者の選定に当たり、評価項目・評価方法（着眼点）・配点といった選定基準を審議し、選定基準に基づき事業者の提案内容を公平かつ適正に審査・選定するため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関として新たに「大磯町新庁舎整備事業設計施工一括発注方式事業者選定委員会」を設置します。

(3) 委員構成及び委員数

委員会の委員は、以下の 10 人を予定しています。

副町長	1 人
外部委員（学識経験者：建築関係 1 人・防災関係 1 人）	2 人
政策総務部長	1 人
町民福祉部長	1 人
都市建設部長	1 人
都市建設部都市計画課長	1 人
産業環境部長	1 人
教育部長	1 人
参事（新庁舎・公共施設整備担当）	1 人

(4) 委員の任期

当該事業者選定の審査が終了する日までとします。

(5) 今後のスケジュール

令和6年8月 8日	総務建設常任委員会協議会で説明
令和6年8月30日	令和6年9月議会定例会 「大磯町附属機関の設置に関する条例」の一部改正を提案 →議決後、委員会規則の制定、委員の委嘱を行います。
令和6年9月	第1回委員会：事業概要の確認、選定基準の審議・決定
令和7年1月	第2回委員会：書類審査 第3回委員会：事業者のプレゼンテーション、最終審査、 審査講評

(6) 関連する条例の一部改正

大磯町新庁舎整備事業設計施工一括発注方式事業者選定委員会を附属機関とすることに伴い、大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年条例第20号）に委員の報酬を規定します。

区分	報酬の額
大磯町新庁舎整備事業設計施工一括発注方式事業者選定委員会 委員	日額 6,500 円

※ 大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条の規定により、学識経験者として委嘱する委員の報酬額は、上記の表中「6,500 円」とあるのは「8,400 円」となります。

(7) 施行日

公布の日から施行します。